別表二十付表二　記載要領

1　この表は、内国法人が法第82条の２第１項（国際最低課税額）の規定の適用を受ける場合において、同項各号に掲げる構成会社等又は共同支配会社等（法第82条第17号（定義）に規定する無国籍会社等に該当するものを除く。）に係る同項に規定する会社等別国際最低課税額があるときに記載すること。

2　共同支配会社等に係る次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定める金額を記載すること。

⑴　「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額　⑭」及び「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の個別計算所得金額の合計額　㉕」の各欄　令第155条の36第１項第７号イ⑷又は第８号イ⑶（会社等別国際最低課税額の計算）に掲げる金額

⑵　「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の再計算個別計算所得金額の合計額　㉟」の欄　令第155条の36第１項第９号イ⑶に掲げる金額

⑶　「その所在地国を所在地国とする全ての構成会社等の調整後対象租税額が特定調整後対象租税額を下回る部分の金額の合計額　㊹」の欄　令第155条の36第１項第９号ハ⑶に掲げる金額

3　「永久差異調整に係る国別国際最低課税額　㊵」の欄は、法第82条の２第２項第３号ハ又は第４項第３号ハに掲げる金額を記載すること。